

報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年6月3日 提出

京田辺市長 上村 崇

記

京田辺市田辺ボケ谷における物損事故に係る損害賠償の額の決定

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年5月2日

京田辺市長 上 村 崇

記

市は、令和6年2月26日に発生した京田辺市田辺ボケ谷における物損事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額

266, 530円

2 損害賠償の相手方

市外在住者

3 事故の概要

令和6年2月26日午後3時30分頃、京田辺市田辺ボケ谷において、煙突外壁のコンクリート片が落下し、相手方車両に損害を与えたもの。